(b)　物品の販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わって物品の販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。当該販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対して物品を直接販売してはならない。

第六条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1　第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する者の入国及び一時的な滞在に関する約束については、スイスの関係法令（特に、外国人に関する連邦法（ＬＥｔｒ、ＲＳ　一四二・二〇））及びその下位法令に従うものとする。

2　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

3　入国及び一時的な滞在が許可される自然人の数の上限についてのスイス法の規定は、前条2及び3に定義する分類に該当する日本国の自然人については、適用しない。

4　この節の規定の適用上、第五十三条、第五十八条及び第六十条の規定を準用する。

5　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人とはみなさない。

第七条　定義

第六十四条の規定にかかわらず、この節の規定の適用上、第四十四条(b)、(f)、(g)、(h)、(k)及び(l)に規定する定義を準用する。

附属書九（第九章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第九十条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　第九十条1(a)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九十条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第八十七条

(b)　第八十八条

(c)　第九十六条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二十七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
留保の種類	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
政府の段階	内国民待遇（第八十七条）
措置	中央政府
概要	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。
二	
分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
三	
分野	情報通信業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載しなければならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。